資料3

# 住生活基本計画の課題と基本方針・施策展開の方向・具体的な施策案

| 課題 | | 基本目標 | 基本方針 | 施策展開の方向 | 具体的な施策 |
|---|---|---|---|---|---|
| 住宅ストック | 2 ⑶ 既存住宅のうち7割は断熱性能が著しく低い | 地域住民や民間事業者等との連携・協働により、誰もが安心・安全・快適に暮らせる住まいづくり | 良質な住宅ストックの形成 | 既存住宅の省エネ改修の促進 | 国・県の補助制度の周知 |
| | 2 ⑶ 健康省エネ住宅への関心が高くリフォームを希望する人も多い | | | | 鳥取県の相談窓口の周知 |
| | 2 ⑷ 耐震に関する補助制度の認知度が低い | | | 既存住宅の耐震化の促進 | 無料耐震診断の実施 |
| | 2 ⑸ 高齢者のみ世帯の家は今後空き家になる可能性が高い | | | | 耐震改修等に関する補助事業の実施 |
| | 2 ⑸ 空き家・空き地バンクの登録件数の増加 | | | 既存住宅の流通・活用促進 | 空き家の発生抑制のための高齢者に対する意識啓発 |
| | 2 ⑹ 中古住宅にメリットを感じる人も多い一方、隠れた不具合が心配されている | | | | 空き家の流通促進のための補助事業の実施 |
| | 2 ⑺ ～マンション～ | | | | 関係団体等と連携した空き家・空き地バンク制度の改善 |
| | | | | | 民間事業者と連携した施策の検討 |
| | | | | マンションの適正管理の推進（マンション管理適正化推進計画） | マンションの実態把握 |
| | | | | | マンション管理適正化指針に基づく助言・指導の実施 |
| | | | | | 区分所有者に対する意識啓発 |
| | | | | | マンション管理計画認定制度の運用 |
| 住宅セーフティネット | 3 ⑵ 高齢者や障がい者などが安心して暮らせる住宅の確保が求められている | | 誰もが安心して暮らせる住まいの確保 | 住宅確保要配慮者の居住の安定の確保 | 関係団体と連携した重層的な住宅セーフティネットの構築 |
| | 3 ⑶ セーフティネット専用住宅が少なくニーズに応じた活用が進まない | | | | セーフティネット住宅に対する補助事業の実施 |
| | 3 ⑷ 住宅のバリアフリー化を進める必要がある | | | | 住宅や建築物のバリアフリー化の推進 |
| | 3 ⑸ 建設年度が古い住宅の維持管理 | | | 市営住宅の供給と管理 | 適切なストック管理の実施 |
| 住環境 | 4 ⑴ 空き家・空地の適切な除却や危険な空き家の除却を求める声がある | | 安心・安全で住みやすい住環境の形成 | 既存住宅の耐震化等の促進 | 無料耐震診断の実施（再） |
| | 4 ⑴ 約1割の空き家は管理が行き届いていない | | | | 耐震診断等に関する補助事業の実施（再） |
| | 4 ⑴ 状況が改善しない特定空家等がある | | | | ブロック塀の撤去等に関する補助事業の実施 |
| | | | | | アスベスト撤去支援事業の実施 |
| | | | | 空き家の適切な管理 | 空き家所有者に対する意識啓発 |
| | | | | | 空き家の適切な管理方法の周知 |
| | | | | | 管理不全空家等及び特定空家等への助言・指導等の実施 |
| | | | | 空き家の除却の推進 | 除却促進のための施策の検討 |
| | | | | | 行政代執行の検討 |
| | | | | | 跡地の活用の促進 |
| | | | | 良好な景観の形成 | 景観計画に基づく施策の推進 |
| | | | | | 町家の保存・活用のための補助事業の実施 |
| | | | | まちなか居住の推進 | まちなかにおける空家等活用促進区域の設定及び空家等活用促進指針の策定の検討 |
| | | | | 災害危険住宅の移転の推進 | がけ地近接等危険住宅移転事業の実施 |